

令和2年度第1回消費生活審議会会議録

開催日時： 令和2年7月2日（木）午後1時30分～3時15分

開催場所： 本庁舎2階第1委員会室

出席委員： 佐々木伯朗会長、吉永一行副会長、佐藤広行委員、佐藤靖祥委員
高橋玲子委員、高山真里子委員、中島絢委員、鳩原淳子委員
渡辺淳子委員

市民局： 佐藤市民局長、伊藤市民局次長、日下生活安全安心部長、内海消費生活センター所長、柴田消費生活係長、寺田主幹兼相談啓発係長、熊田主査、錦戸主任、坂井主事

議題（1）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（佐々木会長） それでは、議題（1）「会議及び会議録の公開の取扱いについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

（センター） 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定により、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日はこれに該当しませんので公開となります。なお、会議録を作成して、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

（佐々木会長） それでは、本日の審議会は公開とすることよろしいでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、本日の審議会は公開といたします。

議題（2）会議録署名委員について

（佐々木会長） 続きまして、議題（2）「会議録署名委員について」、事務局よりご説明をお願いします。

（センター） 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度、委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指名する制度等を採用することになっておりますことから、会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員を1名決めていただくものでございます。

（佐々木会長） それでは、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということですが、毎回名簿順とすることにしております。前回は齋藤委員にお願いしましたので、本日は佐藤広行委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（了承） それでは今回は佐藤広行委員にお願いします。

議題（3）「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画（令和3年度～7年度）素案について」

(佐々木会長) 議題 (3) 「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 (令和3年度～7年度) 素案について」を事務局よりご説明願います。

(センター) それでは素案の中身につきましてご説明させていただきます。資料1になります。まず始めに表紙裏面の目次をご覧くださいと思います。素案として巻末の資料を除く第1章から第4章の本文をお示ししております。まず第1章では計画の基本事項、第2章では消費生活をめぐる状況とそれに対する課題を整理し、第3章では第2章を受け目指すべき姿と施策の柱、第4章が具体的施策の展開という流れで作成しております。1ページをご覧くださいと思います。第1章「計画の策定」についてでございます。ここは基本事項として計画の趣旨、経緯、それから2ページになりますが計画の位置付け、推進体制及び進行管理、計画の期間について記載しております。なお、現計画に引き続きまして消費者教育推進計画を含んだ計画としております。

3ページをご覧ください。第2章「消費生活をめぐる社会の現状と課題」でございますが、消費者を取り巻く状況として高齢化の進行、4ページ成年年齢の引き下げ、5ページ在留外国人の増加、デジタル化の進展・電子商取引の拡大、6ページ自然災害の激甚化、多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大、それから持続可能な社会の実現への関心の高まり、といった点を取り上げまして、本市の年代別の人口比や消費生活相談状況を交え解説しているところでございます。7ページからは昨年度実施いたしました、市民・事業所・学校へのアンケート調査から得られた結果についてでございます。8ページは消費生活の安全安心といった観点、9ページから10ページにかけては消費者教育・啓発といった観点、11ページに消費者被害の防止と高齢者への配慮、12ページは事業者や消費者行政に期待する取り組み、といった項目ごとに分けて記載しております。これらの消費者を取り巻く状況、及びアンケートの結果から13ページに取り組むべき課題を4つの項目に整理しております。15ページをご覧くださいと思います。

第3章「目指すべき姿と施策の柱」でございますが、次期計画で目指すべき姿として、現計画に引き続きまして、消費者が安全に安心して暮らせる社会、消費者市民社会の実現を掲げました。16ページでございます。第2章の取り組むべき課題と目指すべき姿の実現に向け、この5つの施策の柱のもと、計画を推進したいと考えております。この5つの柱につきましては、現計画では重要課題のIからVという形で掲載しているものですが、それを引き継ぎながらこれまでの取り組みや成年年齢引き下げに対応した消費者教育や高齢者の見守り、SDGsの理念を取り入れた取り組みなど、新たな課題に対応する施策を推進してまいりたいと考えております。17ページをご覧くださいと思います。ここからは具体的な施策の展開ということでございます。

第4章「計画推進のための施策の展開」でございますが、17ページは掲

載イメージとして記載しておりますが、今後この施策の柱ごとに取り組み事項を精査し、施策の方向及び主な施策を追加する形で、施策の体系図として中間案でお示ししたいと考えております。18 ページをご覧ください。消費生活の安全安心の確保では、食品や製品の安全、適正な表示など、安全安心な暮らしを確保するために必須の、消費者行政のいわば基盤整備に資する施策から成り立っておりますので、これは現行計画の枠組みの中で引き続き適切に実行していくということになると考えております。19 ページの取組事項の表でございますが、これは今後施策の方向でありますとか、主な施策及び具体的な施策を追加して、中間案の中でお示ししたいと考えております。ⅡからⅤの取組事項の表についても同様となります。20 ページをご覧くださいと思います。「消費者教育・啓発の推進」でございます。現計画では「消費者市民社会をめざす消費者教育・啓発の推進」という名称にしておりますけれども、変更しております。これは消費者市民社会という言葉はこの計画全体にかかる大きなゴール、目指すべき姿と位置付けておりますので、この個別計画にそのタイトルを入れるのは、あまりよろしくないだろうということで除いたものでございます。令和4年4月に成年年齢が引き下げられることを踏まえまして、消費者被害を防止するほか、学校と連携した消費者教育の推進、あるいは社会経験が少ない若年者に対する消費者教育の取り組みを推進していく必要がございます。また、持続可能な社会の実現というのはSDGsの達成に寄与するものであることから、引き続き取り組みを推進してまいります。22 ページ、Ⅲの「消費者被害の防止及び救済」でございますが、これもⅠの安全安心と同様、消費者行政として消費者の安全安心を確保するために当然行っていかなければならない事項と考えております。基本的な部分は大きく変わるものではございませんけれども、消費者トラブルの傾向は年々変化し複雑化してきておりますので、その変化に応じた対応、あるいは体制を確保していく必要があるだろうと考えております。24 ページをご覧くださいと思います。「高齢者等特に配慮を要する消費者への対応」でございますが、高齢化の進行によりまして今後、支援や配慮が必要な消費者がますます増えていくことになると考えられますので、既にある見守りネットワークとの連携によって高齢者等本人はもちろん、その見守りの担い手となる支援者への情報発信等の取り組みを推進していく必要があると考えております。最後の25 ページでございますが、「多様な主体との連携の推進」でございます。今日の消費者問題あるいは消費者教育啓発に取り組んでいくためには、情報の共有や一層の連携推進が非常に重要であると考えております。引き続き関係機関との連携を図りながら取り組みを推進してまいりたいと考えております。26 ページの評価指標でございます。これは今の計画の本文には記載はないのですが、計画の進行管理を図るための指標ということで、消費生活相談のあっせん解決率、消費生活セン

ターの認知度、消費者市民社会の認知度を重点監視項目と位置付けておりました。次期計画では、次の3つの項目を設定して計画に明記してまいりたいと考えております。1つ目は消費者被害の防止、自立した消費者の育成を目指すための取り組みの指標ということで、「消費者教育や啓発、学習機会の提供」を設定し、出前講座の実施回数を指標といたしました。2つ目は消費者教育啓発推進の評価指標といたしまして、「消費者市民社会の形成に寄与する取り組みを心掛けている市民の割合」を設定いたしまして、標記の3項目を心がけている人の割合を指標としております。3つ目でございますが、消費者被害防止の啓発の評価指標といたしまして、「消費者トラブル等の相談先認知度」を設定し、消費生活センターの認知度を指標としております。現時点ではこの3項目を考えておりますが、今後具体的な取り組みを精査していく中で、こういった項目がより相応しいのか、再度事務局の方で整理してまいりたいと考えております。

27ページですが、巻末の資料といたしまして現計画の第3章に当たる消費者市民社会の理念あるいは消費者教育の意義などについて、巻末の資料という形で掲載する予定でございます。現計画ですと第3章において消費者教育については分かりやすく詳細に解説しております。これは「消費者教育推進法」ができた直後に作った計画ということもありまして、かなりその部分だけボリュームがある形になっており、同じように掲載すると、計画の本文のその部分だけボリュームが大きくなりますので、計画全体の流れとなじまないと判断をいたしまして、別記の読み物として掲載していきたいと考えております。最終的には資料編ということで計画策定の経緯、用語集なども付け加えることとしたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございます。ただいま事務局から、消費生活基本計画・消費者教育推進計画の令和3年度から7年度までの素案について、資料1によって説明がありました。それではこれから各委員の方々からお一人ずつご意見をいただきまして、その後、自由な形で議論を進めていきたいと思っております。順番ですが、佐藤広行委員からお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(佐藤(広)委員) 私の店はペットショップで、コロナウイルスの関係で、ペットホテルの売り上げがなくなったということで非常に厳しい状況にあります。当店ではペットは販売していませんが、ステイホームの関係で豊かな方はだいたいペットを飼われたようで、ペットが高騰しています。当店にもたくさん子犬がシャンプーに来るようになって、世の中の動き、全体の動きとスポットを当ててみると全く違う世界があるのかなどという印象を受けています。ペットホテルに関しては、まだやっと少しずつ上がってきた程度で、これからのGoToキャンペーンなどが浸透すればある程度経済は回ってくるのかなということで、私たちの商店街もプレミアム商品

券の発行を仙台市の方から委託を受けて動いているので、そちらの方で消費者の方にもたくさん買い物していただいて、経済が回ればなどという、今の私を取り巻く店の状況がそんなところで動いているところでございます。次期計画について説明いただいた内容で、まとめ方として非常によく出来ているなどというように思っておりましたが、私の方からは、ネット関係の部分の安心安全のところ、キャッシュレスが動いてだいぶ進んできていますので、その辺の研究とか対策とかをもっとしっかりしていかななくてはいけないのかなというように思っています。商品券の販売は3密にならないようにしなくてはいけなくて、その辺の問題もクレジット払いによって、郵送で送らない方法で動くとか、やり方を大分変えていかななくてはいけない時代に入ったというのをすごく実感しています。青葉区民まつりの委員もやらせてもらっていますが、そちらの会議の方も Zoom での開催ということで、2/3 以上 Zoom で参加という形になったり、私たちの商店街も Zoom で参加することができるようになったおかげで、今まで 8 割ぐらいの出席がほぼ 10 割近い出席になったのが、果たして本当にいい事なのか、休めなくなってしまったということもあるのかなというように思っています。だいぶ時代が変わってしまっているという感触は受けているので、私たち大人はその昔の時代を知って生活をしてますが、特に若年の方々の生活体系などもしっかり施策を補完していかないと、何も分からないまま社会に出しまうと、大事なところが削げ落ちてしまって、社会生活がうまくいけるかどうかという点では逆に難しい時代に入ってきたので、私たち大人がしっかりサポートしていかななくてはいけないなというように感じています。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。事務局の方からお願いします。

(センター) 今、キャッシュレス決済につきましてお話がありましたが、実際その相談件数も増加傾向にありまして、それと SNS に関連する相談も増加傾向にあり、それが相談内容の複雑化・多様化を引き起こしていると考えております。引き続きこちらについては相談員の資質の向上を図ることなどで対応していきたいと考えております。それから若年者への消費者教育ですが、これは委員のご指摘の通りでございます。統計的に見ると 19 歳から 20 歳になると相談件数が激増します。そういった状況を考えますと、やはり成年年齢が 20 歳から 18 歳になりますと、より若い方が消費者被害に遭うという事が想定されますので、その辺の消費者教育を体系づけてやっていく必要があるだろうと考えているところでございます。以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございました。続きまして、佐藤靖祥委員よろしく申し上げます。

(佐藤(靖)委員) 今、宮城県でも似たような計画がちょうど改変される時期ということで、仙台弁護士会の方では仙台市もしかり、宮城県もしかりということなので、両方を見比べながら、いい形の提案をしていこうということで、7

月の第2週の来週に両方の案を見比べながら打ち合わせをする機会を入れていきますので、今のところ具体的な話をするつもりはありませんが、一応ちょっと見ていて思っていた部分等を簡単にお話しします。1つが第4章の施策の展開というところがあって、Ⅱの消費者教育・啓発の推進というところで、当然やっていかなければいけない部分である一方で、実際そこで起きてしまった被害についても防止・救済を図っていくことは必要だということですが、その中でもとりわけ高齢者・障害者という形で読むべきなのだろうなと思いつつ、そうなった時に、なぜここで高齢者をターゲットにするのかという話で、高齢者だけではなく特に配慮が必要なところでいえば、若年層とかそういうところもターゲットとして、重点的に何らかの施策を行っていかなければ十分な被害防止には繋がらないのではないかと思っているところです。あともう一つが食品の関係について、18ページ2のⅠのところ、食品の安全の確保ということで抜き打ちの立ち入り検査等も行うというような方針が示されていて、あとはおそらく具体的な取り組み内容が中間案で出てきた時に細かいところが審議されるんだと思うんですが、やはり食の安全というのは一番必要な部分だと思っております、一番最近気になる部分として海外からの輸入食品についての安全というところが非常に気になっているところではありますので、その辺について後日盛り込んでいただければと思っていたところです。あと、被害救済のところ、少し関連するんですが、消費者被害にあったとき、被害にあった方はお金が十分にあるわけなので、消費生活センターで全て解決できればいいんですけども、やはり弁護士対応という案件等も出てきます。そうなった時に大抵の場合、十分な資力がないということで法テラスとって弁護士の費用を立て替えてくれる制度があります。大体僕らが受任する時にはそういったのを使って対応しているのですが、市とは関係ないですが、法テラスというのがかなり弁護士業務について、こういう進め方では援助決定は出せないとか、聞いたこともないようなやり方だと援助はできませんなどと言ってくるんです。なぜかと言うと、大体東京の方の偉い先生方が基準などを決めて、こういう案件にしか法テラスは援助しませんとしているものだからで、例えば、新しいやり方の時でも、こんなの本当に民事扶助の対象になるのかというような茶々を入れてくるようになっていくという由々しき問題がありまして、なかなか僕らも斬新な技を編み出したとしても法テラスに阻まれるという、結構厳しい状況に今ありまして、もともと闇金が多かった平成13年、14年の頃は、今までのやり方とは違ってこんなのは法律違反で、公序良俗違反だから借りた分は返しませんと言って対応してきて、今ではそれが当たり前になってきてますけれども、今の法テラスはそういうのを許容するような形ではないので、弁護士業界としては、そんな斬新な技を市民の皆さんに提供するために、まず法テラスと戦わなければいけないというところ

が今の我々の業界が抱えている問題です。最後のお話は全然関係ありませんが、ただの愚痴です。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。では事務局の方からお願いします。

(センター) 1点目の教育啓発の中でなぜ高齢者を特出ししたのかということですが、ここ数年特に70歳以上の方からの被害相談が増えておりまして、全体の3割は70歳以上の方でございます。70代、80代の方が増えているということです。そういった方につきましては、当然被害に遭わないように啓発していくわけですが、一人暮らしで、認知機能の衰えた方もおりますので、周りできっちり見守っていく必要があるだろうと考えております。相談の割合が非常に高い、それから今後とも高齢化が進んで、一人暮らしのお年寄りが増えていくだろうということがありまして、やはり特出しして対応していく必要があるだろうということでございます。若年層も対応していかななくてはならないということは当然ではありませんけれども、そのような考えでございます。それから食の安全安心につきましても、消費生活行政の基盤でございますので、これをやらなければダメでございますから、やっていきたい。これは我々だけではなくて庁内に健康福祉局というところがあります。そこと連携しながら、我々は食品表示について監視していき、食の安全安心については健康福祉局の方で取り組んでいくということで、連携していくという形になっておりますのでご理解いただきたい。最後の所ですが、我々だけでは消費者行政を推進していくことは難しいので、やはり弁護士会さんとか地域包括さんですとか、そういったところと連携していきながらやっていかない限り、なかなか問題が解決しないだろうというように考えておりまして、この施策の柱のVに連携の推進ということで載せておりますけれども、ここはあえて連携をしながら全ての施策を進めていくんだということを強調したところでございます。

(佐藤(靖)委員) 高齢者についての対応を入れる必要はないというつもりではなく、当然必要だと思いますし、やはり我々のところに相談がくる案件などでも、高齢者の方が投資被害などに引っかかってしまっているのは多々来ておりますので、当然必要だと思っています。ただ、問題として若年層ですとか、別の種類の支援が必要な人たちについては、どこに位置づけるのかというあたりだと思います。いずれそちらの方々についても入れないわけにはいかないと思いますので、元々第2章のあたりでもかなり若年層の事についても書いておられるわけですから、入ってくるのは当然だと思いますし、入ってくるだろうとは思っていますが、IVのところに入れるのか、IIに盛り込んでいくのか、具体的な取組事項のどこに位置付けるおつもりなのかということだと思います。

(センター) 主にIIの消費者教育啓発の推進ということになるだろうと思います。

(佐藤(靖)委員) そうすると、高齢者とは先ほどご説明いただいた地域との繋がり等を利用して被害防止を図るということを考えていくけれども、若年層につい

- てやはり教育で調整していくという方向でお考えだということですか。
- (センター) そうということです。18歳、19歳になってからでは遅いので、より低学年の頃から消費者教育をやっていく必要があるだろう、よりそういう必要性が増してくるだろうと考えておりました、Ⅱの「消費者教育・啓発の推進」の中で、若年層への取り組みについてはしっかりやっていきたいと考えているところでございます。
- (佐藤(靖)委員) そうすると高齢者みたいに教育以外でというのは、特段今のところは考えておられないということでしょうか。
- (センター) 一方的にこちらから教育するというだけでなく、これはまだ具体的な検討の俎上に載せたわけではないのですが、高校生などの学生が消費者教育の場に参加して、例えば行政と一緒に何か啓発物を作っていくとか、そういった動きもしていきたいというようには考えています。ただ、これは目途が立っているわけではないのですが、そういった動きも必要だろうと、今までは新入生オリエンテーションに行って啓発物を渡して説明をするといったことが中心ではあったのですが、そういった動きもしていきたいというように思いますが、やはり一番は学校なり地域、家庭で消費者教育・啓発をやっていくというのが、大前提だろうと考えております。高齢者等の「等」というのは、障害のある方も被害に遭いやすいという傾向がございますので、社会的に弱い立場の方を地域で見守っていくというイメージで考えております。
- (佐々木会長) ありがとうございます。続いて高橋委員からご意見をお願いします。
- (高橋委員) 消費者市民ネットとうほく高橋です。よろしくお願いいいたします。読ませていただきまして何点かありましたので、お話をさせていただこうと思います。まず、5ページにあります、在留外国人の増加ということで載せてあるのですが、今、非常に仙台在住の外国人が増えていて生活相談などが増えているということで6月末に河北新報にも載りましたが、相談件数が非常に増えているというところがありました。住んでいる方も増えてきているというところから、この辺りの部分でもう少し取り上げていただきたいなというところが1つございます。仙台の特色、留学生などが多いというところで仙台市の課題として、もう少し充実させていただきたいなというところが1点。2点目は先ほども話しがございましたコロナの関係で、非常に生活様式も変わってきているというところで6ページに自然災害の変化と新型コロナ感染の拡大ということで載せてはいただいているのですが、自然災害も含めた記載をもう少し増やしていただきたいと思います。というのは、当然悪質な商法など新たな被害というところも増えてきておりますし、また新しい生活様式のもとで、消費生活の面でもいろいろ盛り込んでいただく課題があるのではないかとこのように思います。それから全体的なところですが、26ページのところに評価指標という項目がございますが、一部の確認に止まっているのではないかと考えられます。項目全般について

計画の達成度というものをチェックするような仕組みを設けていただくというのはいかがでしょうか。というのが3点目です。それから、11ページに消費者被害に遭わないためにということで、仙台市消費生活センターの認知度の去年アンケートを取られた結果が出ております。この文章を読みますと、名前を聞いたことはあるけれども、業務内容までは知らないなども含めて、名前を聞いたことがあるという割合が8割程度ではあります。消費生活センターの名前を聞いて業務内容を知らないということは、何か被害に遭った時にどこに相談しようかというところまでは繋がらないのではないかと思います。ですので、ここのあたりをもう少し詰めて、市民に寄り添った形のものの数字と言うかそういうものを出して頂けるようなのがいいかなと思いましたが、この部分にも触れさせていただきました。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。事務局からご回答をお願いします。

(センター) 在留外国人でございますけれども、我々への消費生活相談は実はほとんどない状況ではあります。ただ、今留学生も増えているので、社会的な消費生活をめぐる課題としては捉えてきたいと思っております。具体的な施策の中で、どういうことをするか落とし込んでいきたいと考えているところでございます。ちなみに昨年6ヶ国語で表記したリーフレットを作りまして、多文化共生センター等に置かせていただく取り組みもいたしております。そういったことも合わせて具体の施策の中で書かせていただきたいと思いますと考えております。それから新型コロナウイルス感染症でございますが、これも我々の中でいろいろ議論したところでございますが、消費生活行政にとっての一番の課題とは、コロナウイルスもそうですが、災害の激甚化、去年の大雨とか地震とかが起きますと、それに便乗した悪質商法が出てくるということでございまして、我々としてはそういったことに対応していく必要があるだろうということで、激甚災害というところに今回のコロナウイルスも含めて表記したところでございます。これだけの表記でいいのかどうかという議論もあるところでございます。中間案までにもう少し考えていきたい。これからまた色々コロナウイルスも変遷していくと思っておりますので、もう少し考えていきたいと考えております。それから、計画の達成度を図るための指標ですが、最初にご説明したとおり、具体の施策を考えていく中で、どういう指標がいいのかということは考えていきたいと思っておりますが、具体的には計画全体がどのように進んでいったかということ測れる指標としたいと考えています。毎年この計画はどこまで進捗したのかということ把握して、審議会の中でも報告させていただいているところでございますけれども、ただいまの意見も踏まえまして、今後検討していきたいと思っております。認知度につきましては、お恥ずかしながら3割程度の人しか業務内容を知らない、これでは当然何か起きた時に消費生活センターに相談しようとはならないわけです。根本的に何とか手を入れていかなければならないと

考えておりました、今回指標として示させていただいたのですけれども、消費生活センターはこういうことができるんだ、こういう対応ができるんだといったところを、いろんな機会にアピールしていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(佐々木会長) それでは続きまして、渡辺委員お願いします。

(渡辺委員) 宮城県生活協同組合連合会の渡辺でございます。皆様のご意見の中に重複した質問と意見があるかと思うのですが、重複することをご容赦いただきたいと思います。ほかの委員の方からもご指摘がありましたが、在留外国人の増加ということの記述の箇所です。ここは相談件数の増加と比例していないということで、ほとんど相談の増加がないということで承知はしたのですが、そこら辺の記述をここに入れていただきたいのと、やはり高橋委員のおっしゃられた通り仙台市は学都仙台でもあり、外国人が多いということは皆様承知であると思いますので、施策の中にもこの特色ある課題として盛り込むべきではないかということをご提案させていただきたいと思っております。それから1つ質問でございます。私も26ページの指標のところでも少し考えていたのですが、先ほど所長の方から重点監視項目にこの取組指標の様々な記載の内容が盛り込まれたということなのですが、盛り込まれた理由を教えてくださいたいのと、次の中間案で出てくるということですのでよろしいのでしょうかということをお教えいただきたいと思います。なぜこういうこと言うかと申しますと、やはり実効性のある計画にするためには、施策の項目の中に数値目標を入れるべきでありますし、冒頭の計画の進捗管理というところでも、この審議会でも検証評価できる形にするということで書いてありますので、ここら辺は指標として頑張って盛り込んでいただきたいと思います。それから具体的に盛り込むことによって、具体的な施策が5年後に目指す形となっていくのではないかと私を私では考えております。それから意見として何点か申し上げたいのですが、まず現在の仙台市消費生活センターの相談体制なんですけど、現在電話と来所のみという形なんですけども、若年層というのは電話とか来所というのは対応しにくい。例えばLINE等の活用による新たな施策が必要なんじゃないかということを考えております。ただSNSの相談体制が複雑化しているということをお先ほど説明であったんですけども、それを具体的に教えていただきたいと思います。委員の方でも何人かおっしゃられたんですけども、新型コロナウイルス感染症に関して、災害のところでも記述されておりますけれども、全体的に記載が少ないのではないかと、施策展開には不十分だなということを感じております。なぜかと申しますと、コロナの影響による国民の生活様式が大幅に変化していく中で、例えば啓発活動でしたら出前講座とか講師の派遣とかがなかなかできにくいというような状況が数年続くと思っております。そのような中で、具体的な施策にも入っておりますけども、出前講座、講師派遣以外にもDVDとか動

画の活用、そこら辺も具体的施策のご検討に入れていただきたいというように感じております。以上です。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。では事務局の方からご回答をお願いします。

(センター) まず1点目の在留外国人につきましては、ご指摘を踏まえて書き込んでいきたいと思っております。指標につきましては、今のご指摘を踏まえてどういう示し方ができるのかということも、もう一度考えていきたいと思っております。施策ごとの管理指標ということで、各個別の施策ごとに達成の目標を定めまして、審議会で皆様にもご説明の上、ホームページ等で公開しているところがございますけれども、そういった現状も踏まえまして、指標についてはもう一度検討をし直したいと思っております。それから、電話来所以外のLINEの相談等がございます。実は消費者庁で昨年、LINEを使った相談について実証実験をしております。その結果を今検証しているという流れがございますので、まずはそれを見ていきたいと思っております。電話来所だけだとなかなか相談しづらいという若い方もいるかと思っております。実際インターネットを使ったメール相談を受け付けている自治体もあります。ただメール相談は、一般的な回答しか返せないということがあるので、最終的には電話や面談をして、相手の申し出を聞きながら対応していく必要があるだろうと思っております。万能ではないのですが、実際の状況等につきましても今後色々調べていきたいと思っております。それからコロナの記載については、色々ご指摘を頂いておりますので、どういった記載をするかももう一度考えていきたいと思っております。確かに出前講座を前面に出しているところではありますが、今現在、出前講座はほとんど需要がないのは事実でございます。ただ出前講座が一番効果的だろうとは思っていますが、できない状態がいつまで続くのだろうということで、いろいろ悩んでいるところでもあります。DVDや動画を使った啓発という話もありましたので、ここにつきましてももう一度ご指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございました。続きまして鳩原委員からお願いいたします。

(鳩原委員) 鶴谷小学校、鳩原と申します。よろしくお願ひいたします。事前に推進計画を見せて頂きました。感想になりますが大変よく整理されたなと思った点がございました。第3章で施策の柱と目指すべき姿が明確に示されておりました。今後5年間の指標としては大変良いものになっているのではないかと思います。また関連するSDGsも示されておまして、その点につきましても将来を見据えて取り組む上では非常に重要なことだと思います。そういった点についても良く工夫されていると感じました。今後に向けて中間案、最終案をご検討頂く中で、考えていただければと思ったことが2つほどございます。1点目は先ほど高齢者、若年層についてというお話がありましたけれども、消費者教育という点から

述べさせていただくと、体系的なイメージというものを皆さんで持つことが大事なのではないかというように思っています。小学校で消費者教育に携わらせて頂いておりますが、そこで終わりではなくて、大学生になり社会に出て大人になり高齢者になるという一連のライフステージというような考え方も大事なのではないかと思っています。前回の資料の中に「せんだい消費者教育支援バンク」を頂戴しておりました。こちらの一番後ろに消費者庁で作成している消費者教育の体系イメージマップというのがございました。幼児期・小学生期・中学生期・高校生期・成人期、特に若者、成人一般、特に高齢者ということで、取り組むべき内容が非常にまとまっていると感じました。このような指標をもった上でそれぞれのライフステージにあった消費者教育というものを提案していくような形が取れると、より良いものになるのではないかと思っています。今後中間案ですとか最終案の具体を考えていただく中で、生涯学習的な部分も意識していただけたら良いのではないかと思います。2点目は、現行の第3章の「消費者市民社会を目指して」というあたりにかかなり詳しく学校の消費者教育等について載せていただきましたが、今回それがなくなってしまうのかなと思ったところ、先ほどの説明で一番後ろに資料として載せるということを知って、安心したところです。是非消費者教育として、小中学校で基礎を学び、そして社会に出ていくというような、仙台市としての消費者教育が体系付けられていけば良いなというように感じているところでございます。皆様お聞き及びかと思いますが、「GIGA スクール構想」ということで、当初は令和5年度までの実現を目指して、校内の通信ネットワークと児童生徒1人1台端末の整備をするという準備を進めているところでございます。新型コロナウイルスの影響で、それが加速化するということが検討されています。消費生活センターからは伊達学園のような提案もして頂いております。今後、遠隔での教育ですとかそういったことも新型コロナウイルス感染対策として考えていかなければならないところになっていくと思います。なかなか出前授業ができないというようなお話もありました。現状としてはなかなか講師の方に来ていただくということが難しいところです。しかしながら、繋がっていくということについては、今後とも伊達学園のようなもの、あるいは何か工夫して頂いたものを情報として提供していただけると、大変ありがたいと思います。今後、具体を考える中では意識していただきたいと思うところです。おかげさまで6月1日に始業式入学式を終えまして、学校もちょうど1か月が経ったところです。マスクをすること、換気をすること、3密を避けること、そして教職員の毎日の消毒等、課題を抱えております。12ヶ月で勉強するところを9ヶ月で詰め込んでいる状態です。正直申し上げてなかなか消費者教育まではというところもあるのですけれども、家庭科ですとか社会科ですとか、必ずその教科の中で扱わなければならない内容がござい

ますので、消費生活センターから提案していただいている様々な資料等を現場で広めていきたいと考えているところでした。以上です。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。では事務局の方からお願いします。

(センター) 体系的な消費者教育につきましては、最後の巻末資料のところにも含めて掲載したいと考えております。また、伊達学園の話も出たのですけれども、今年はできるかわからないですが、消費者教育連絡会議がごさいます。教育委員会、学校と連携を図って、やはりこちらで作っても学校でなかなか活用できないということではあまり意味がございせんので、そこでしっかりお話しさせていただきながら、整えていきたいと思っております。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。続いて中島委員からご意見お願いします。

(中島委員) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会の中島でございせん。よろしくお願いいたします。私の仕事は高齢者に関しての施策を講じているところにして、この中でも高齢者等というところでの表記が結構あったと思ひます。その中で、ご高齢者、なおかつ一人暮らしの方はどうしても地域との関わりも薄くなってしまうもので、あとは転居してくる方は、仙台市内でもこの街中は特に多いので、そういったところでどうそのような方々を地域と結びつけていくのかというのは、非常に大きい課題なのかなというようには思っております。高齢者等が消費者被害等に遭わないうことは、もちろん大切なのですが、高齢者と地域という環境を見ていくところが大事で、それは、前々から包括ケアシステムとかと言われる所にどう組み入れていくのかというようなところにも広がっていくのかなというように思ひます。高齢者は一人というよりは地域で、というよりも全体でみていかなければならないので、ネットワークとかもありましたけれど、そういったところを本当にこれから強化していかなければ、消費者被害は様々なことがあるので高齢者を支えていくというところで、地域でみる環境が大事になっていくと思ひます。高齢者の定義が65歳以上になっているとは思ひのですが、65歳未満の若年者の認知症の方もどんどん多くなっているのも事実です。アルコール依存症の方とか、制度のはざまに埋もれている方というのは非常に多いです。そのような方々も一市民です。そのような方々が被害に遭わないうことも考えて、安全に消費生活が送れるように働きかけていくということも大事になってきているのかと思ひます。若年性の方々という部分では病気、高齢者であれば判断能力が欠けるというのは老化の一つかもしれないし認知症という一つの病気かもしれないけれども、若年性の方の消費者トラブルということでは、病気等ではなくて、社会経験等の不足から来るトラブルに巻き込まれるということもあるのかなと思ひますので、そのトラブルに巻き込まれる要因というのも年代によって様々になっているのかなというように思ひますので、年代に合わせた環境に働きかけていくところが大事なのかなと思

います。他の自治体では、認知症の方が消費者被害に遭わないというより、認知症であっても、安全に自分で買い物ができるように、自分で選ぶことができるようにということで、あるスーパーでは商品の表示しているサインを天井ではなくて床につけると、認知症の人が1人でも買い物できたという結果もありますので、そのような取り組みというのも、それはたぶん企業に働きかけなければならないところだと思うし、たとえば認知症だけの方ではなくてもいろいろなところでも効果が出てくるのかなと思うので、そのような情報をいち早く取り入れて実行に移すというところもこれからもっともっと大事になってくるのかなというように思います。最後ですけれども、皆さんの言っていた評価指標の部分ですけれども、最後の消費者トラブルの相談先というところで、名前も業務も知っている人の割合が35.6%となっていて、それが評価指標としては40%以上を目指すというようになってきていると思いますけれども、そもそものこの消費生活センターの求められている水準というのは35.6でいいものなのか、本当は50%でなければダメだったのか、そこが分からないとその評価指標をただ上げているだけではどうなのかなというところもあるので、この調査結果の35.6というのはどのような数字なのか、これぐらいが本当に妥当なのかというところが分からないので、教えていただければなと思います。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。では事務局の方からお願いいたします。

(センター) 1点目は柱のIVにも記載させていただきましたように、高齢者の見守りはこの新しい計画でも非常に重要なことだと思いますので、いろいろと連携させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。併せて障害者の方、先ほど高齢者等というところは、高齢者と障害者というようにイメージしているという話をしたわけですがございますけれども、若年性の認知症の方なども当然見守りをしていかなければいけないということになるかと思っておりますので、それは理解しておるというところでございます。それから3番目ですが、事業者と我々行政との連携というのは、今あまり十分に行われているという状況ではないということもありまして、そこは弱点だなというように思っている部分もございます。素案の2ページの計画の推進体制及び進行管理というところに、地域や関係機関と連携をさせていただきながら消費者行政を進めていくとあり、これは現行計画にはないのですが、そのようなことを盛り込ませていただいております。事業者との連携につきましても、具体の施策の中で検討していきたいと考えているところでございます。指標について何パーセントが妥当かということですが、少なくとも現状の35%ではどうしようもないなというように思っております。では、なんで40%が目標なのだということがございますので、これについて、もう一度事務局の方で精査させていただきたいと考えております。現状が妥当であるとは到底思っておりませんので、その辺だけご了解いただきました

いと思います。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。それでは高山委員からお願いいたします。

(高山委員) マリズファームの高山と申します。個人的ですけれども、私の子供がまだ大学生でして、2月から休みになっていて今でもまだ毎日家において、9月まで Zoom で授業をして、それが大学なのかな、なんていうように個人的には思っています。ほとんどのものをネットで購入して、購入したものが気に入らなければメルカリで売って、といういろんなことをしょっちゅうしています。ですが、今の時代なのかなとは思いますが、なかなか経済観念がどうなのかなと思ったりもしますし、私も野菜を作っていますけれども、それもネットで販売という形に移行していく中で、やはりトラブルも多くて、注文したものが想像したものと違うとか、注文しておいて取ってからキャンセルとかそういうこともあって、それもちょっとすると拡散されるということがよくあるので、やはり若年層の教育というのはもっともっと必要なのではないかなというようにも思いますし、若年層を教育する委員とか指導員とか、市の人もそういうツールをもっともっと勉強して行って、指導していかなくてはいけないのではないかなというように思っています。私は、食品衛生協会の食品衛生指導員もしております、各店に指導しに行ったりしますけれども、今いろんな問題があって HACCP だったり、食品衛生の許可が変わっている中であんまり店の人も知らない方も多いので、なかなか指導しづらい中で、コロナの影響で今までやっていなかったケータリングだったりお弁当だったり、店が始めている、今回は大目に見て許可になっていますけれども、そういうのを見ると何の表示もしてなかったり、またお弁当なのに温かいものを出してみたり勝手になま物が入っていたりとかだと、なかなか衛生的にも良くないし、それに対する処罰も何もないので食品衛生として今どういうようになっているのかなというように思っております。また、私の仕事は農業で、野菜を子ども食堂とかにたまにおろすんですけれども、今回のコロナの時に、子ども食堂のガイドラインがなくて、いつ始めたらいいかいつやめたらいいか、どういう手順でやったらいいのかというのがわからなくなってしまって、それで一回野菜の方も供給を停止したんです。そのような具体的ですけれども、そういうところに対するガイドラインみたいなものも何か欲しいなというように思いました。今、農業委員もやっているんですけれども、農業委員でも5年に1回計画のようなものを見直しています。国の方が5年ごとに方針を出すので、それに伴って農業委員の計画も5年ごとに変化していきます。5年経つと農家というのはもうまるっきりみんな高齢者なのでいなくなり、状況が変わるのです。国の政策も変わってしまうので、その度に計画が変わっていきます。この消費生活基本計画を5年毎に見直すのであれば、いらぬ計画は消して行って、欲しいものをだんだん入れていったらいいのではないかなと思います。平成28年から同じこ

とを10年以上もやっててあまり当てはまらないのだったらやめた方がいいのではないかなど。やはり欲しいものだけを新しく追加していかなければいけないし、それに対して正しい評価は必ず5年毎にきちんとして、それをきちんと出すことが必要だというように思いました。

(佐々木会長) ありがとうございます。事務局の方からご回答お願いします。

(センター) 1点目の若年者への消費者教育についてですが、我々ももっと勉強しなければいけないところはたくさんあると思っております。それから、2点目の食品の衛生につきまして、いろいろご意見をいただきました。これにつきましては、関係部局と情報を共有していきたいと考えております。それから、計画の期間ですけれども、確かに状況が色々変わる中での5年計画ということですので、5年後の姿がどこまで見通せるのかということはあるかと思えます。我々の中では毎年、個別具体的にあげた施策についてどこまで進展しているのかということは内部で検証して、審議会の委員の皆様にもそれをご提示しているところでございますけれども、当然その中でこのように計画をしたけれども、もう既に時代に合わなくなったとか、あるいは別の課題が出てきたとか、そういった場合は、見直しをかけていくとか、具体的な施策については見直しをしながらやっていくというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

(佐々木会長) どうもありがとうございます。続きまして吉永副会長をお願いします。

(吉永副会長) 吉永でございます。あらかじめ用意したもの4点、その他に今日伺っていてもう2点付け加えていこうかと思っております。あらかじめ用意していた4点の前半2点は、計画全体に関わる大きいところですが、まずその1つ目は今回計画を拝見いたしまして性質の異なるものがだいぶ混在しているのだなという印象を持ちました。特に私は、法律をやっていますので法律をやっている消費者という言葉が出てくると、いかに悪徳商法から守るかが問題であり、クーリング・オフというのが例えば1つキーワードになってくるわけです。こういうものが、伝統的な消費者施策だったのだと思うのですけれども、次第に消費者はやはり自分で自分の身を守る必要があるので、悪徳商法にひっかからないようにという観点が入ってきて、さらに、それが進んでと言うべきでしょうか、消費者自身も、自分の身を守るだけではなく、良い社会を築いていくための一定の役割責任があるのだという意味で消費者教育というのが加わってきているのかなど。そうすれば最初は守られる対象だったのですけれども、最後の一番新しいところでは責任主体であるわけですし、かなり発想が変わってくると思うのです。私は最初分からずに読んでいただいぶ混乱したのですけれども、そのことを分かって読むと、確かにキーワードがあちこちに出てきてはいます。しかし、分かった人さえ分かればいいんだと言うと少し計画としてはよくありませんから、もう少しはっきり示したらどうかということです。そのように思いましたのは、

SDGs ですか消費者市民社会ですか、そういうことがやや唐突に感じているところがありまして、これらの言葉というのは消費者もまた社会を良くするための役割を担っているのだということに重みがあるかと思えますので、先ほど伺っているお話ですと巻末の方の用語集みたいなところに入ってくるような説明でしたが、私は基本理念のところ、もう冒頭の初めぐらいで、役割が変わっているのだという説明があってもいいのかなというように思ったところです。

それから大きいところの2番目は、これも今もう既に出たお話なのですが、今回の計画を拝読してこれがいいのか悪いのかというのを考える時に、5年前に比べて良くなったのか、あるいはその2つ前ですね10年前に比べて良くなったのかという形で評価するというのはひとつ分かりやすい方法だというように思いました。これを計画の中に盛り込むのかはともかくとしても、中間案などをお示しいただく時に、その前回の5年計画、前々回の5年計画と比べた時に、こういうところはまだうまくいってないので残してありますとか、うまくいったので削りましたとか、さらにやりますとか何かそういう前からの比較があると良いのかなというように思いました。あるいは、実施状況の報告書というのは毎年作成されていて、前回私たちも受け取っていると思うのですが、そういったデータというのはどれも点の状態です、今30%だと言われてもよく分からないところで、10年間ずっと30%のままだと何かもうちょっと頑張らなくちゃいけない、10年前10%だったのが今30%だとじゃあこの調子でやろうになるかもしれないわけです、その点のデータというのをうまく線に繋げて、その延長線上に今回の計画があると分かりやすいのかなというように思ったところです。例えば、19歳、20歳の相談が激増しているというのは、それ自体のデータとしてはそうかなと思うのですが、それによって、今回はこういう内容だったから、やっぱり学校での教育が必要だよというように繋がってくると説得力が出てくるのかなというのは拝読して感じていたところです。

個別のことで、1つ目は、基本計画に沿わないものかもしれないのですが、私も大学に関係している人間ですので、成年年齢引き下げについては関心があるところですので、今までは成人式というのは啓発活動をするにもひとつの大きなポイントだったと思うのですが、これが多分啓発の場としてはもう遅いことになってしまいますので、少しその辺りは検討が必要なのかなと思います。これは本当に感想だけのことです。第2に、これも成年年齢引き下げと若干関係するのですが、9ページのアンケート、学校における消費者教育推進の課題というところで、「指導者とか外部講師、ゲストティーチャーとなる人材の情報が得られない」、「活用できる教材が少ない」、「教職員のスキルアップを図る研修等の機会がない」といった回答が見られるところですので、私も大学を代

表できるわけではないのですけれども、大学として役割を果たすべき部分もあるのかなというように思いますので、先ほどから出ているいろいろな主体の連携という中で多分大学というのも今後関わってくるのかなと思います。もし、何か計画などがあればご教示いただければと思ったところです。

あと2つは、今日伺っていてさらに感じたところですが、1つはセンターの認知度という話が出てまいりまして、確かに1/3ぐらいというのは寂しい。認知度を高めること自体は必要なことだとは思いますが、他方でセンターというものを知らなかったとしてもセンターに繋がるような体制というのも考える必要があるのかなと思いました。例えばとにかく市役所に行きさえすれば消費生活センターにたどり着けるというのもあるでしょうし、例えば小学生中学生とかであれば、学校の先生に相談すると「こういうところがあるよ」と紹介してもらえ、高齢者障害者の方がというお話もありましたけれども、そちらの方の部局の中でそれは消費生活センターに繋いであげようというようなことも考えられます。狭い意味での市役所の窓口だけではなくて、これももしかしたら大学も役割の一つかもしれないのですけれども、他の窓口からの連携があるといいのかなと感じたところです。

あともう1つは、在留外国人のお話がありましたけれども、その中に留学生が多いということで、ふと思いましたのは、留学生というのは大学という組織の中に1つ組み込まれていますので、大学もどこまでケアできているかというのがありますけれども、ある程度の情報を回したりすることはできると思います。他方でそういう対応ができない在留外国人の方、例えば大学関係ですと研究者としてやってきていて、本人はある程度外国での生活もできるし、場合によっては多少日本語もできるけれども、連れて来られたご家族の方は全然日本語も分からないで、やってきた研究者も自分の研究のことばかりで生活関係のことを全然分からないとなると、行政なり公的な機関が拾っていない在留外国人というのが出てくるのではないかというように感じます。これは在留外国人だけではなくて、高齢者の方、障害者の方、それから先ほども高齢者という枠に入らない若年の認知症の方というのもこぼれてくるということがありましたので、そういう制度の隙間に落ちちゃう方というのも着目していくポイントなのかなというのは感想として持ちましたので、最後に一言付け加えて私からは以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。では事務局の方からご回答をお願いします。

(センター) 1点目のお話ですが、確かに我々は消費者行政に深く浸かっている中でこの文章を書いていますので、当然のこととして書いているのですが、どういう掲載の仕方にするか、読み物としてその巻末の資料には入れたいというように思っておりますが、載せ方も含めて検討していきたいと思っております。それから、前回との比較という部分ですが、具体的に例

例えば 18 ページの方をご覧頂きたいのですが、これは取り組みの状況、それから今後の取り組みというようにございますが、この取り組みの状況というところで、前計画の進捗について分析をいたしまして、それを踏まえて今後どう取り組んでいくのか、具体的にどういう施策を展開していくのかというようなことで考えているところでございます。確かに前がどうだったのかというのをきっちり分析して、具体的な施策を展開していくというのは、大事な視点とっておりますので、現在のところそのように考えているということでございます。それから、成年年齢の引き下げについて、これにつきましては先ほどもお話ししましたが、成年に達する前の早い段階から例えば契約のルールであるとか、消費者の心構えや考え方というのを身につける教育が必要であろうと考えております。現在、仙台市では小中学生や家庭向けのリーフレットに、例えば成年年齢が引き下げられるということを追記したりですとか、高校生向けに配布しているリーフレットにつきましても、内容や配布対象学年を変更し、これまで高校 3 年生に配布していたのですが、今年から 1 年生に配布するというように変更しようと考えております。少しでも若い年齢の時から意識してもらいたいと考えているところでございます。20 歳を超えるとトラブルが急増するというような傾向がございますので、そのような取り組みとして大学でのオリエンテーションの中でお話しさせていただいたりなども行っておりますので、そういった機会を捉えて啓発に取り組んでいきたいということでございます。それから、大学と関係する取り組みと致しましては、市民局市民生活課というところが主催して大学の学生課の方々と意見交換をするというような取り組みをしているところでございます。それらは今後もやってきたいと思うのですが、大学と win-win の関係になって、大学にもメリットがあってこちらにもメリットがあるというような取り組みをぜひ今後展開していきたいと思っていたところで、先生の方からこのようなお話をいただきましたので、前向きにいろいろ検討させていただければなどというように思っているところでございます。それから、消費生活センターの認知度ですが、これは確かにご本人が知らなくても周りの方がこれは消費生活センターに相談したらいいのではないかなというような場面も当然必要だろうと思えます。昨年とりましたアンケートの中でも、消費者教育は家庭が一番大事だというような意見もございましたので、家庭向けに啓発を行っていかねばならないかなと考えているところでございます。留学生に関しましては、少し難しい問題もありますけれども、制度の狭間で救えないという方が極力出ないような方向で対応していくのは当然だろうと思っております。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。それでは、私からですが皆様からいろいろなご意見がこれまであったと思えます。様々な論点がありましてそれについて、なるべく事務局の方でそのようなことを踏まえたご対応をして頂

きたいなというのが全体的な感想でございます。あと一委員として改めて思った事を言わせて頂きたいのですが、やはり今回の計画に時期的に大きな影響を与えているのは何と言っても新型コロナウイルスの問題かと思えます。私自身も、先ほど他の委員の方からお話があったかと思えますけれども、大学も大きく環境が変わってしまっていて、対面授業が一切できなく、最近若干変わったのですけれども、基本的には Zoom などを使った遠隔授業というようになってしまっていて、大きく我々の仕事のスタイルも変化しております。会議についても少なくなり、テレワークばかりというような感じになっておりまして、そうした生活様式の変化というのが日本中で起きているかと思うのです。そういう状況を踏まえた時に、このような変化が起きたのは3月半ばあるいは4月に入ってからかと思えますが、この3ヶ月余りの中で大きく我々の生活様式が変わったかと思えます。これを今年度中に新しい計画を作るのであれば、できるだけ最新の新型コロナウイルスの状況を踏まえて我々の生活というのがやはり嫌でも変わらざるを得ない中で、どういう事を行政として対応していったらいいのかということ、基本的な方針としてはそれほど変わらないのかもしれないですが、I～Vという柱そのものは変わらないとしても、我々の環境の方が大きく変わっている可能性がありますので、それを踏まえてどういう計画を作ればいいのかということ念頭において頂ければというのが1つです。あと、もう1つは既にご指摘が何人かからありましたけれども、在留外国人の増加というところについてですが、だいたい東北大学というのは、その中でも留学生が非常に多いところの1つかと思えますけれども、もう少しどのような問題が起きているのかとか、そのような説明を頂ければと思った次第です。あとは、こちら何回も出てきているお話ですが、センター認知度について、こちらは予算のことももちろんあるかと思えますが、例えばテレビCMを流すなど、お金をかければかけるだけ効果はあるのかなと思えます。ですので、ご検討していただければと思います。あとは、17ページのIV「高齢者等特に配慮を要する消費者への対応」についての関連するSDGsの項目に、ゴール3の「すべての人に健康と福祉を」がないので、高齢者等ということで、こちら入れるべきではないかと思えます。あとは、エネルギーの観点からですが水道民営化もありますので、そういったことからSDGsの6、7も水やエネルギーということで関連していると思えますので、今後入れられないか検討していただきたいと思えます。以上です。

(センター) はい、まず新型コロナウイルスの影響で我々の生活が大きく変わってきているということで、生活様式が大きく変化してきておりますので、こちらについては我々も計画にどのように反映させるべきか十分に検討していかねばいけないと考えております。また、在留外国人についてですが、こちらについてもどのような問題が起きているのかということも

踏まえまして、今後具体的施策の中で検討していきたいと思っております。次に、センターの認知度についてですが、こちらについては何度かご指摘いただいている部分ではありますが、もちろん財源の問題もありますが、こちらとしてもできる限り取り組んでいければと感じております。また、エネルギーについてですが、こちらにつきましては、今後所内でも具体的施策を整理していく中でどのようにしていくかについて検討させていただければと思っております。

(佐々木会長) ありがとうございます。次に、本日ご欠席の齋藤委員よりご意見をいただいておりますので、事務局よりご紹介をお願いします。

(センター) はい。今回は SDGs が盛り込まれていることから、市民への周知が進むよう素案 15 ページの目指すべき姿の最下欄に「持続可能な社会形成のために、持続可能な開発目標 (SDGs) の取組を推進して積極的に参画する「消費者市民社会」を目指します。」と記載し、関連付けを強くアピールしたほうが良いのではないかと感じました。あと 1 点 25 ページの多様な主体との連携推進では、SDGs の 12 も追加し企業と消費者の連携で CSR に加え消費者志向経営を進めて、持続可能な商品サービス開発・販売が進むような取り組みを進めたほうが良いのではないかと感じました。新型コロナウイルス感染拡大の影響は長期間続くことが予想されます。素案 6 ページの取り巻く状況で軽く触れられてはいますが、素案全体にうまく滲ませる工夫があれば、より実態に即した計画となり、市民の共感が得られて積極的な行動を喚起できるのではないかと思います。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。それではその他に意見等ありますでしょうか。

(渡辺委員) はい、こちらは要望になります。素案の V の多様な主体との連携の推進についてですが、専門機関などどのような連携を行っていくか、そこら辺が重要課題ということも思っております。今後 5 年間の計画の中でこれはとても大事な視点といいますか、政策の一つであるかと思うのですが、その中にありました適格消費者団体による消費者被害の未然防止、それから救済、消費者教育・啓発等の活動については協働の取り組みとしてはとても重要な位置づけであるかと思っております。今後も継続した育成支援を是非ともお願いしたいというのが要望の一つでございます。あと、この配布された消費者行政の概要の質問はよろしいでしょうか。冊子の 4 ページのところですが、平成 31 年度の予算の概要というところがございますけれども、ここで少し分からないことがありましたので質問でございます。こちらの平成 31 年度予算の概要ですけれども、(4) 消費者教育・啓発の推進の項目について、こちら平成 30 年との比較をすると平成 31 年度の予算額が減少しているのですけれども、その理由と具体的にどこの施策が減っているのかを教えてくださいたいと思っております。以上です。

(佐々木会長) 事務局の方でいかがでしょうか。

(センター) はい。こちらは平成 30 年度に電話交換機を更新しましてそれが終了したということで減少しているということでございます。それから、その前にいただきましたご意見について、適格消費者団体との協働の取り組みは、今の計画にも具体の施策として載せておりますので、そちらを踏まえて具体の施策について検討していきたいと、当然適格消費者団体の皆様と我々が連携して取り組んでいくというのは必要不可欠だと思っておりますので、具体の施策の中で表現させていただきたいと考えております。以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございます。その他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、その他に移らせていただきます。その他、何かありますでしょうか。もし無いようでしたら今回はこれで議事を終了いたします。それでは事務局に進行をお返しいたします。

令和 2年 9月 30日

仙台市消費生活審議会会長 佐々木伯朗

会議録署名委員 佐々木伯朗